

平成24年1月1日施行

佐賀県 暴力団 排除 条例



NO!
暴力団



- ✓ 暴力団を **恐れない**
- ✓ 暴力団に対して **資金を提供しない**
- ✓ 暴力団を **利用しない**
- ✓ 暴力団 **事務所を開設させない**



佐賀県

連携・協力



県民



事業者

社
会

VS

暴
力
団



この条例は、佐賀県から暴力団を排除するため、下記等について定めています。

- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 青少年の健全な育成を図るための措置
- 暴力団の排除に関する禁止行為
- 不動産の譲渡をしようとする者の講ずべき措置

条例の主な内容 **STOP!**

県の事務及び事業における措置

県が実施する公共工事その他の県の事務・事業から暴力団を排除するための措置を講じます。



公の施設の暴力団の利用制限

県が設置する公の施設が暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になると認めるときは、利用を許可しない等の措置を講じます。



暴力団排除アドバイザー

専門的な知識・経験を持つ暴力団排除アドバイザーが、県民の皆様への取組に対する具体的な指導助言を行うといった措置を講じます。



警察による保護措置

暴力団排除活動に取り組んだことにより、暴力団から危害を加えられるおそれのある者等に対し、警察は、警戒等の必要な保護措置を行います。



青少年に対する教育

青少年が、暴力団に加入したり、暴力団犯罪の被害に遭わないようにするための必要な教育等を行います。



暴力団事務所に立ち入らせることの禁止

暴力団員が、青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止します。

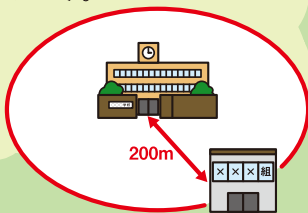
違反者は、「命令」
命令違反者は、「罰則」



暴力団事務所の開設、運営の禁止

学校や図書館など、一定の施設から200m以内の区域において、暴力団事務所を開設、運営することが禁止されます。

違反者は、「罰則」



民間の契約からの排除

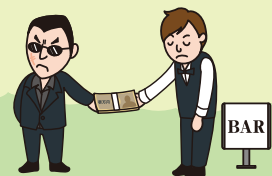
事業者は、書面による契約を交わす場合、暴力団と判明したときは契約を解除する旨を盛り込むよう、及びその契約の相手方が暴力団であることが判明したときは契約を解除するよう努めなければなりません。



利益の供与の禁止

事業者は、その業務に関し、暴力団員等に対し暴力団の威力を利用する目的等で利益を供与することが禁止されます。また、暴力団が事業者から利益供与を受けることも禁止されます。

悪質な行為は、「勧告」「公表」



不動産譲渡をしようとする者の責務

譲渡しようとする不動産が暴力団事務所に使用されると認めるときは、売買等の契約を締結することが禁止されます。

悪質な行為は、「勧告」「公表」



不動産譲渡の代理をする者の責務

他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所に使用されると認めるときは、売買等の契約の代理又は媒介をすることが禁止されます。



悪質な行為は、「勧告」「公表」

お問い合わせ先

—— 佐賀県警察本部 ——
刑事部 組織犯罪対策課
TEL 0952-24-1111

—— 公益財団法人 ——
暴力追放運動推進センター
TEL 0952-23-9110

受付日時：月～金（祝日を除く）
AM8:30～PM5:15